

(上段：旧 下段：新)

読み替え

水道課

↓

上下水道総務課

以下のページにおける押印の削除

P 3 2 ・ 3 4 ・ 4 4

P2

第7章 給水装置工事で行われた公道のかし担保について

↓

第7章 給水装置工事で行われた公道の契約不適合責任について

P24

(4) 受水槽式

①計算条件

使用人数

2LDK 3.5人

3LDK 4.0人

↓

2LDK 4.0人

3LDK 4.5人

使用水量

200ℓ/人/日

↓

250ℓ/人/日

損失水頭

止水栓 (40mm) 0.5mとする

ボールタップ (40mm) 10mとする

分水栓 (40mm) 0.8mとする

↓

止水栓 (50mm) 0.5mとする

ボールタップ (50mm) 10mとする

分水栓 (50mm) 0.8mとする

令和3年12月1日改正に伴う給水装置工事指針変更箇所 (2/4)

P25

② 口径決定計算

ア. 1日計画使用水量 $3.5 \text{人} \times 20 \text{戸} \times 200 \text{ℓ/人/日} = 14,000 \text{ ℓ/日}$

↓

$4.0 \text{人} \times 20 \text{戸} \times 250 \text{ℓ/人/日} = 33,750 \text{ ℓ/日}$

$4.0 \text{人} \times 30 \text{戸} \times 200 \text{ℓ/人/日} = 24,000 \text{ ℓ/日}$

↓

$4.5 \text{人} \times 30 \text{戸} \times 250 \text{ℓ/人/日} = 33,750 \text{ ℓ/日}$

$14,000 \text{ ℓ/日} + 24,000 \text{ ℓ/日} = 38,000 \text{ ℓ/日}$

↓

$20,000 \text{ ℓ/日} + 33,750 \text{ ℓ/日} = 53,750 \text{ ℓ/日}$

イ. 受水槽容量

1日計画使用水量の1/2とする。

$38,000 \text{ ℓ/日} \div 2 = 19,000 \text{ ℓ/日}$ よって 19 m^3 とする。

↓

$53,750 \text{ ℓ/日} \div 2 = 26,875 \text{ ℓ/日}$ よって 27 m^3 とする。

ウ. 平均使用水量

1日使用時間を10時間とする。

$38,000 \text{ ℓ/日} \div 10 = 3,800 \text{ ℓ/h} = 1.1 \text{ ℓ/sec}$

↓

$53,750 \text{ ℓ/日} \div 10 = 5,375 \text{ ℓ/h} = 1.5 \text{ ℓ/sec}$

エ. 仮定口径

水道メーターの適正使用流量範囲等を考慮して 40 mm とする。

↓

水道メーターの月最大使用水量等を考慮して 50 mm とする。

オ. 損失水頭

水道メーター : 0.8 m (図 2-5 より)

↓

水道メーター : 0.2 m (図 2-5 より)

キ. 所要水頭

$0.8 + 0.5 + 10 + 0.8 + 0.525 + 4.5 = 17.13 \text{ m}$

よって、 $17.13 \text{ m} = 1.713 \text{ kgf/cm}^2$ 。 $1.713 \times 0.098 \text{ MPa} = 0.168 \text{ MPa} < 0.2 \text{ MPa}$ であるので、仮定どおりの口径で適当である。

↓

キ. 所要水頭

$0.2 + 0.5 + 10 + 0.8 + 0.525 + 4.5 = 16.53 \text{ m}$

よって、 $16.53 \text{ m} = 1.653 \text{ kgf/cm}^2$ 。 $1.653 \times 0.098 \text{ MPa} = 0.162 \text{ MPa} < 0.2 \text{ MPa}$ であるので、仮定どおりの口径で適当である。

令和3年12月1日改正に伴う給水装置工事指針変更箇所 (3/4)

P29 (最下段 追記事項)

(注意)水路・側溝等の上越しをする場合は、水路・側溝の一次側に一次止水栓を設置すること。

P55

第7章 給水装置工事で行われた公道のかし担保について

新設給水装置工事で行われた公道のかし担保については、給水装置工事しゅん工検査日から2年間とする。

↓

第7章 給水装置工事で行われた公道の契約不適合責任について

新設給水装置工事で行われた公道の契約不適合責任については、給水装置工事しゅん工検査日から2年間とする。

P57

(維持管理)

第15条 乙の施工した配水管等の維持管理の責は、甲が負うものとする。但し、甲に譲渡してからのかし担保期間は磐田市建設工事請負約款第41条により2年間とする。

↓

(維持管理)

第15条 乙の施工した配水管等の維持管理の責は、甲が負うものとする。但し、甲に譲渡してからの契約不適合責任期間は磐田市建設工事請負約款第41条により2年間とする。

(上段：旧 下段：新)

P57 (最下段 追記事項)

附 則

2 この規程は、令和3年12月1日から適用する。

P58 (最下段)

※ 配水管布設工事・・・磐田市給水要望に伴う配水管設置工事取扱基準により事業者が公道に必要口径 (ϕ 50 mm以上) の配水管を施工。

↓

※ 配水管布設工事・・・磐田市給水要望に伴う配水管設置工事取扱基準により事業者が公道に必要口径 (ϕ 40 mm以上) の配水管を施工。

令和3年12月1日改正に伴う給水装置工事指針変更箇所 (4/4)

P63

4 その他 開発行為等の建設事業における配水管敷設基準 第14条を厳守すること。

参考 第14条乙 (起業者) の施工した配水管等の維持管理の責は、甲が負うものとする。

但し、甲に譲渡してからのかし担保期間は2年間とする。

↓

4 その他 開発行為等の建設事業における配水管敷設基準 第15条を厳守すること。

参考 第15条乙 (起業者) の施工した配水管等の維持管理の責は、甲が負うものとする。

但し、甲に譲渡してからの契約不適合責任期間は2年間とする。

P71～78

○磐田市水道事業指定給水装置工事事業者規程 差替え

P81 (削除)

(3) 分岐口径

最大分岐口径は、50 ミリメートルとする。